

○ 招 集 告 示

議告示第5号

平成28年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年3月15日

蓮田白岡衛生組合

管理者 中 野 和 信

1 期 日 平成28年3月22日（火）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成28年第1回定例会 会期 3月22日 1日間

応招議員（12名）

1番	鬼久保二郎	議員	2番	渡辺聡一郎	議員
3番	関口昌男	議員	4番	高木隆三	議員
5番	齋藤隆宗	議員	6番	鈴木貴美子	議員
7番	田中秀行	議員	8番	石原富子	議員
9番	木佐木照男	議員	10番	中里幸一	議員
11番	大倉秀夫	議員	12番	船橋由貴子	議員

不応招議員（なし）

平成28年第1回(3月)蓮田白岡衛生組合議会(定例会)会議録

平成28年3月22日(火曜日)

議事日程(第1号)

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 議員提出議案の報告並びに上程
- 7 議提案第1号の上程
- 8 議提案第1号の内容説明
- 9 議提案第1号に対する質疑
- 10 討 論
- 11 採 決
- 12 管理者提出議案の報告並びに上程
- 13 議案第1号～議案第12号の一括上程
- 14 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 15 議案第1号の内容説明
- 16 議案第1号に対する質疑
- 17 討 論
- 18 採 決
- 19 議案第2号の内容説明
- 20 議案第2号に対する質疑
- 21 討 論
- 22 採 決
- 23 議案第3号の内容説明
- 24 議案第3号に対する質疑
- 25 討 論
- 26 採 決
- 27 議案第4号の内容説明
- 28 議案第4号に対する質疑

- 29 討 論
- 30 採 決
- 31 議案第5号の内容説明
- 32 議案第5号に対する質疑
- 33 討 論
- 34 採 決
- 35 議案第6号の内容説明
- 36 議案第6号に対する質疑
- 37 討 論
- 38 採 決
- 39 議案第7号の内容説明
- 40 議案第7号に対する質疑
- 41 討 論
- 42 採 決
- 43 議案第8号の内容説明
- 44 議案第8号に対する質疑
- 45 討 論
- 46 採 決
- 47 議案第9号の内容説明
- 48 議案第9号に対する質疑
- 49 討 論
- 50 採 決
- 51 議案第10号の内容説明
- 52 議案第10号に対する質疑
- 53 討 論
- 54 採 決
- 55 議案第11号の内容説明
- 56 議案第11号に対する質疑
- 57 討 論
- 58 採 決
- 59 議案第12号の内容説明
- 60 議案第12号に対する質疑
- 61 討 論

6 2 採 決

6 3 副管理者の挨拶

6 4 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	鬼久保	二郎	議員	2番	渡辺	聡一郎	議員
3番	関口	昌男	議員	4番	高木	隆三	議員
5番	齋藤	隆宗	議員	6番	鈴木	貴美子	議員
7番	田中	秀行	議員	8番	石原	富子	議員
9番	木佐木	照男	議員	10番	中里	幸一	議員
11番	大倉	秀夫	議員	12番	船橋	由貴子	議員

欠席議員（なし）

議長より出席要求者

中野敦一	蓮田市 みどり環境課長	齋藤勝	白岡市 環境課長
------	----------------	-----	-------------

説明のための出席者

中野和信	管理者	小島卓	副管理者
加賀谷武憲	会計 管理者	鬼久保晃一	事務局長
山崎喜紀	次長兼 リサイクル 推進課長	黒崎晃	庶務課長
齋藤晃	廃棄物 対策課長	小林秀之	施設課長

事務局職員出席者

書記	関口義明	書記	藤井勇年
書記	中太裕司	書記	齋藤芳和
書記	高橋利男	書記	塚越忍

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○高木隆三議長 3月定例議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○高木隆三議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○高木隆三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

10番 中 里 幸 一 議員

11番 大 倉 秀 夫 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○高木隆三議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月22日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

◎諸報告

○高木隆三議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。



◎議員提出議案の報告並びに上程

○高木隆三議長 日程第4、議員提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

鬼久保事務局長。

〔事務局長朗読〕

○高木隆三議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎議提案第1号の上程

○高木隆三議長 議提案第1号を本定例会に上程いたします。



◎議提案第1号の内容説明

○高木隆三議長 日程第5、議提案第1号 蓮田白岡衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

5番、齋藤隆宗議員。

○5番 齋藤隆宗議員 5番、齋藤隆宗でございます。高木議長のご指名により、提案者、蓮田白岡衛生組合議員、齋藤隆宗、同、鬼久保二郎を代表し、議員提出議案の提案説明をいたします。

議提案第1号 蓮田白岡衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について、地方自治法第112条第1項並びに蓮田白岡衛生組合議会会議規則第15条の規定により提出いたします。

本議案は、蓮田市議会、白岡市議会との均衡等諸般の事情を考慮し、本条例制定の必要を認め、

議員の議案提出権に基づき本議会に上程するものでございます。

本条例は、蓮田白岡衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例として新たに条例を制定するものであり、蓮田白岡衛生組合議員が公務のため旅行した際に費用弁償として支給される旅費について、蓮田市議会及び白岡市議会との均衡を図るため、所要の改正をしたいので、提案するものであります。

主な内容といたしましては、議員報酬並びに支払いの時期についても3月末と定めるものであります。また、衛生組合議員が公務で旅行した際に支給される日当を1日につき現行の「4,000円」を「2,000円」に、宿泊料につきまして1夜につき「1万5,000円」を「1万2,000円」にそれぞれ改めるものでございます。

なお、附則として、本条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、蓮田白岡衛生組合議会総員の賛同をいただきたくよろしくお願いを申し上げます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議提案第1号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議提案第1号 蓮田白岡衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について、本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○高木隆三議長 日程第6、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

鬼久保事務局長。

〔事務局長朗読〕

○高木隆三議長 ただいまご報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。



◎議案第1号～議案第12号の一括上程

○高木隆三議長 議案第1号ないし議案第12号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○高木隆三議長 日程第7、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。高木議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げますが、その前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様のご出席を賜りまして平成28年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますことに深く感謝を申し上げる次第でございます。また、議員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中ご参集を賜り、蓮田市、白岡市をはじめ当組合の進展のために多大なるご尽力

を賜っておりますこと、重ねて御礼を申し上げます。

今議会は行政執行のかなめでございます平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算をはじめといたしまして、平成27年度の年度末を迎えましての補正予算、また法律の改正に伴う規定の整備や人事案件など多岐にわたる重要な議案を上程させていただきました。議員の皆様におかれましては、慎重ご審議をいただきまして、それぞれの議案についてご同意、ご可決を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。

ご審議を賜ります案件は、人事案件が1件、条例関係が8件、規約変更関係が1件、予算関係2件となっております。

まず初めに、議案第1号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

当組合の公平委員会委員でございます工藤元昭氏の任期が平成28年3月26日で満了となります。後任といたしまして、中野諭氏を同委員に選任することについてご同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、本案を提出するものでございます。

続きまして、議案第2号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法の全部改正に伴い、蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例、蓮田白岡衛生組合情報公開条例においては、開示決定等に対する審査請求について、審理員による審理手続の適用除外等の規定を整備するほか、蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する必要を認め、提案するものでございます。

続きまして、議案第3号 蓮田白岡衛生組合行政不服審査会条例につきましてご説明を申し上げます。

本条例は、行政不服審査法の全部改正に伴い、同法第81条第1項の規定に基づき設置する蓮田白岡衛生組合行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例の制定の必要を認め、提出するものでございます。

続きまして、議案第4号 蓮田白岡衛生組合行政不服審査法関係手数料条例についてご説明申し上げます。

本条例は、行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査会に提出された書面の写し等の交付手数料を定めたいので、提案するものでございます。

続きまして、議案第5号 蓮田白岡衛生組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、蓮田白岡衛生組合の議会の議員及び特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の全部を改正し、新たに特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めるた

めの条例を制定するものでございます。

また、行政不服審査会を設置することに伴い、委員等の報酬額を定めるとともに、蓮田市及び白岡市との均衡等諸般の事情等を考慮し、本条例の制定の必要を認め、提案するものでございます。

続きまして、議案第6号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律における地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うとともに、任期付短時間勤務職員について必要な事項を定めたいので、提案するものでございます。

続きまして、議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例についてご説明申し上げます。

蓮田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の準用規定を見直し改めたく、本条例の制定の必要を認め、本案を提出するものでございます。

続きまして、議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成27年8月6日に出された人事院勧告に鑑み、職員の給与等について改正を行うとともに、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律における地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

続きまして、議案第9号 蓮田白岡衛生組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律における地方公務員法の一部改正等に伴い、蓮田白岡衛生組合職員の旅費に関する条例、蓮田白岡衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例、蓮田白岡衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する必要を認め、提案するものでございます。

続きまして、議案第10号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてご説明申し上げます。

今回の変更は、平成28年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること、及び同日から皆野・長瀬上下水道組合が名称を変更することに伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

続きまして、議案第11号 蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ133万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,984万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、3款財産収入におきまして、古紙類の年間搬入量が予想数量を下回ったことによりまして、物品売払収入を減額するものでございます。

次に、歳出につきましては、2款総務費におきまして、このたびの人事院勧告に基づいての棒給表及び諸手当の改定によります増額にあわせ、職員の給与額が確定したことによる補正をお願いするほか、職員健康管理業務委託料の執行残などを減額するものでございます。

続きまして、議案第12号 平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億6,916万7,000円とするものでございまして、対前年度比では、延命化工事費用の減などによりまして23.9%の減となっております。

第2条につきましては、庁舎定期清掃業務委託料のほか、22件の債務負担行為を設定いたしました。

第3条においては、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めてございます。

第4条については、一時借入金の限度額を1億円と定めてございます。

それでは、歳入について申し上げます。分担金及び負担金につきましては、両市にご負担をいただくものでございます。予算全体の構成比としては、69.7%でございます。予算額につきましては11億6,383万7,000円で、対前年度比0.3%の減でございます。

使用料及び手数料につきましては、ごみ手数料及びし尿手数料を計上いたしました。予算額につきましては、3億5,007万円でございます。対前年度比で1.1%の減となっております。

財産収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙などの売却益を計上してございます。

繰入金につきましては、施設整備基金繰入金として平成28年度のごみ処理施設整備事業費の補填として基金から2,000万円の繰入金を計上いたしました。

繰越金につきましては、前年度と同額の3,500万円を計上してございます。

諸収入につきましては、預金利子及び財産使用料を計上いたしました。

組合債につきましては、ごみ焼却施設延命化事業として実施する2件の工事のうち、中央計器盤等シーケンサー交換工事費用に充てる財源として、国と県から借入れを行うものでございます。

次に、歳出でございます。ほとんどが経常経費ではございますが、主なものにつきまして申し上げます。

総務費につきましては、3億3,492万8,000円で、対前年度比9.5%の減となっております。

衛生費につきましては、11億9,835万5,000円で、対前年度比29.9%の減となっております。

平成28年度の延命化事業といたしましては、2号炉焼却炉本体補修工事及び中央計器盤等シーケンサー交換工事に要する費用を計上してございます。

公債費につきましては、1億2,938万9,000円で、対前年度比19.7%の増となっております。

予備費につきましては、前年度と同額の500万円でございます。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重ご審議の上、ご同意、ご可決賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして1件の行政報告をさせていただきます。お手元に資料ございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等推進審議会の答申についてご報告申し上げます。

当組合では一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について審議をいただくための諮問機関として、廃棄物減量等推進審議会を設置してございます。このたび平成26年7月に本審議会に諮問した住民が求める分別収集について、別添のとおりご答申をいただきましたので、ご報告申し上げます。

審議会からは、当組合の実情に照らしてさまざまな角度から5つの点について答申がなされました。

その概要は、1点目、収集形態の見直しについては、現状の収集形態を継続し、収集形態を変更する場合は、周知方法、期間等を慎重に検討すること。

2点目、集積所の管理については、不法投棄や分別不良等の問題を抱えている集積所は、行政機関と市民が連携した管理体制とすること。

3点目、拠点回収については、回収ボックスの設置場所や回収方法のほか、回収品目以外の投棄も懸念されることから、慎重に検討すること。

4点目、有料指定ごみ袋の形状については、現状の平袋タイプの継続を要望するものの、指定ごみ袋を活用した広告収入など、市民の負担軽減につながる施策を検討すること。

5点目、搬入ごみ手数料の見直しについては、ごみ処理手数料がごみ処理原価と乖離していることから、近隣との均衡を図り、定期的な料金の見直しを検討されることなどでございます。

今後もこのたびの答申を踏まえ、平成27年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画に定められているごみの減量化目標、資源化目標、埋め立て処分量の削減目標を達成するため、さまざまな施策を講じるとともに、適正なごみ処理行政を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

以上で行政報告をさせていただきます。ありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高木隆三議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第1号の内容説明

○高木隆三議長 日程第8、議案第1号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 高木議長さんのご指名をいただきましたので、議案第1号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任につきまして内容説明をさせていただきます。

蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の工藤元昭氏の任期が平成28年3月26日で満了となるため、後任として中野諭氏を同委員に選任することについてご同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により提案するものでございます。

なお、中野氏の経歴につきましては、ご配付させていただきました経歴書のとおりでございます。

ご同意を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第1号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第1号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任について、本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇

◎議案第2号の内容説明

○高木隆三議長 日程第9、議案第2号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 それでは、議案第2号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例等の一部を改正する条例につきまして内容説明を申し上げます。

本条例は、このたびの行政不服審査法の全部改正に伴い、蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例、蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例、蓮田白岡衛生組合情報公開条例に規定する開示決定等に対する審査請求の手續について改めるため、これら3つの条例の一部を改正するものでございます。

まず第1条の蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部改正では、現在第三者機関である蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問、答申を経た上で決定を行うこととして、審理手續の公平性が担保されておりますので、審理員による審理手續に関する規定を適用除外と定めるものでございます。

次に、第2条の蓮田白岡衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正では、当該審査会の調査権限、審査請求人等の意見陳述の付与、審議会に提出された資料の写しなどを審査請求人等に送付することについて定めるものでございます。

次に、第3条の蓮田白岡衛生組合情報公開条例の一部改正では、個人情報保護条例同様、審理員による審理手續に関する規定を適用除外と定めるものでございます。

なお、これらの条例の施行期日は、平成28年4月1日に施行するものでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 事務局の説明が終わりました。



◎議案第2号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第2号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の内容説明

○高木隆三議長 日程第10、議案第3号 蓮田白岡衛生組合行政不服審査会条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 それでは、議案第3号 蓮田白岡衛生組合行政不服審査会条例につきまして内容説明を申し上げます。

本条例は、このたびの行政不服審査法の全部改正に伴い、審理員審理の導入及び行政庁の判断の妥当性について、第三者機関の設置が求められ、同法第81条第1項の規定に基づき蓮田白岡衛生組合行政不服審査会を設置したいので、提案するものでございます。

第1条に、蓮田白岡衛生組合行政不服審査会を設置すること、第2条に、審査会の所掌事務として審査庁の諮問機関であること、第3条に、審査会の委員は5人以内をもって組織すること、第4条に、委員の任期は2年とし、再任することができること、第5条に、審査会に会長を置き、委員の互選により選任すること、第6条に、会議の運営、第7条に、委員の守秘義務、第8条に、審査会の庶務は庶務課において処理すること、第9条には、この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は管理者が別に定めるものとしております。

最後に、本条例の施行期日は、平成28年4月1日に施行するものでございます。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 事務局の説明が終わりました。



◎議案第3号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第3号 蓮田白岡衛生組合行政不服審査会条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の内容説明

○高木隆三議長 日程第11、議案第4号 蓮田白岡衛生組合行政不服審査法関係手数料条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 それでは、議案第4号 蓮田白岡衛生組合行政不服審査法関係手数料条例につきまして内容説明を申し上げます。

本条例は、行政不服審査法第38条第1項及び第81条第3項の規定により準用する第78条第1項の規定による書面若しくは書類の写し又は電磁的記録の記録された事項を記載した書面の交付に当たり、手数料の徴収に関して必要な事項は条例で定めることとなっておりますので、本条例を制定するものでございます。

本条例の内容といたしましては、第1条は、地方自治法第227条の規定に基づき行政不服審査法に規定する事務その他法を準用する事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものであること、第2条は、定義の規定、第3条は、手数料を徴収する事務の種類及び額として、別表のとおり、用紙1枚につき10円、カラーで出力された用紙にあっては1枚につき20円とし、備考欄では、両面に印刷されたものにあっては、片面を1枚とすることと規定しております。

第4条は、審理員または審査会は、書類の写し等の交付を受ける者が経済的困難その他特別な理由がある場合は、手数料の減額または免除することができること、第5条は、第4条第1項の減免に当たり、準用する場合の規定となっております。

第6条は、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めることといたします。

最後に、本条例の施行期日は、平成28年4月1日に施行するものでございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 事務局の説明が終わりました。



◎議案第4号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第4号 蓮田白岡衛生組合行政不服審査法関係手数料条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の内容説明

○高木隆三議長 日程第12、議案第5号 蓮田白岡衛生組合の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 それでは、議案第5号 蓮田白岡衛生組合の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例につきまして内容説明を申し上げます。

本条例は、新たに蓮田白岡衛生組合行政不服審査会を設置することに伴い、会長及び委員の報酬の額を定めること、また蓮田市及び白岡市との均衡等諸般の事情等を考慮し、蓮田白岡衛生組合の議会の議員及び特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の全部を改正するものでございます。

第1条には、本条例は、議会の議員を除く特別職の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを規定し、第2条、第3条では、報酬について規定し、第4条では、報酬の支給について定めております。

第5条第1項、第2項では、費用弁償として、会議出席時の費用弁償の支給及び支給額を定め、第3項、第4項では、特別職の職員が公務のために旅行した際の旅費について規定しておりまして、特別職の旅費の金額につきましては、蓮田白岡衛生組合職員の旅費に関する条例に規定される5級以上の職務にある者と同額とし、支給については同条例に準じるものとしております。

また、条例の全部改正に合わせまして、特別職の報酬等の支給額につきましては、蓮田市、白岡市の均衡等を考慮し、公平委員会等、日額で支払う者の支給額について、委員長及び会長職にある者の報酬額を日額「6,900円」を「6,500円」に、委員の日額報酬を「6,600円」から「6,200円」に改めるものでございます。

また、別表2の費用弁償につきましても「1,500円」から「1,300円」へ改めるものでございます。

なお、本条例の施行期日は、平成28年4月1日に施行するものでございます。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 事務局の説明が終わりました。



◎議案第5号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第5号 蓮田白岡衛生組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の内容説明

○高木隆三議長 日程第13、議案第6号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 それでは、議案第6号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部改正等に伴い所要の改正を行うとともに、任期付短時間勤務職員について必要な事項を定めるものでございます。

改正の内容は、引用法令の条項ずれが生じたため、規定を整備するとともに、学校教育法等の一部改正により、小学校についての定義を変更するものでございます。

なお、本条例の施行期日は、平成28年4月1日に施行するものでございます。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 事務局の説明が終わりました。



◎議案第6号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第6号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条

例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の内容説明

○高木隆三議長 日程第14、議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 それでは、議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきまして内容説明を申し上げます。

本議案は、蓮田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の準用規定を見直し、この条例を定めるものでございます。

本条例の内容でございますが、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定により、議会の議員その他の非常勤の職員が公務または通勤により災害を受けた場合において、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的に定めるものでございます。

第1章は、総則でございます。第1条から第5条の3まででございます。第1条から第2条の2は、目的、職員及び通勤の定義でございます。

第3条は、補償の実施に当たりまして、災害が発生した場合、公務または通勤により生じたものであると認定した場合には、補償を受けるべき者に通知することとしたものでございます。

第4条は、補償の実施に当たって、公務災害補償等認定委員会の意見を聞くこととし、委員会の設置を定めております。

第5条から5条の3の補償基礎額は、職員の区分に応じまして規則で定める額としております。

次に、第2章、補償及び福祉事業でございますが、第6条から第17条までございまして、第6条では、補償の種類を列記し、第7条から第16条は、補償ごとの内容及び補償額の算定方法について定めてございます。

なお、第10条では、休業補償等につきましての制限規定でございまして、故意の犯罪行為または重大な過失による公務上の負傷等によります休業補償等につきましては、その支給額を制限することができることを定めたものでございます。

次に、第17条は、災害を受けた職員及びその遺族に対しまして、外科後処置に関する事業等の福

祉事業を行うように努めることを求めるものでございます。

次に、第3章、審査でございます。第18条から第21条でございます。第18条では、実施機関の行う災害の認定、療養の方法、あるいは補償金額の決定等につきまして不服がある者は審査請求ができることを規定しております。

なお、第19条から第21条では、不服申し立てを審査し裁定するため、公的第三者機関として審査会を設置し、補償に関する決定等による不利益を受けることのないよう定めたものでございます。

次に、第4章、雑則でございますが、第22条から第26条まででございます。第22条が報告、出頭等、第23条が補償の一部差しとめ、第24条が民法による期間の計算、第24条の2が通勤による災害に係る費用の一部負担、第25条が規則への委任、第26条が罰則規定でございます。

次に、附則の関係でございますが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。なお、現行は蓮田市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の準用規定を適用してきましたが、施行日前までの起きた災害については、従前の例を適用するものでございます。

続いて、附則第2条の2は、脳死した者に対する療養補償について、第2条が障害補償年金関係について、第3条から第7条までが遺族補償年金、遺族補償一時金等について定めたものでございます。

第5条は、他の法令による給付との調整について定めたものでございます。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 事務局の説明が終わりました。



◎議案第7号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の内容説明

○高木隆三議長 日程第15、議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 それでは、議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明を申し上げます。

本議案は、平成27年8月6日に出された人事院勧告に基づく国家公務員の棒給表及び諸手当の改定に準じて職員の給料表及び諸手当について所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、第1条では、給与月額及び勤勉手当の改定を行うものでございます。給与月額については、国では民間給与との格差として、平均改定率0.36%の引き上げ、当組合では平均改定率0.35%の引き上げとなります。

なお、勤勉手当の支給割合については、再任用以外の職員については、12月に支給する勤勉手当を「0.75カ月分」から「0.85カ月分」へ0.1月分引き上げ、再任用職員については「0.35月分」を「0.4月分」へ0.05月分引き上げるものでございます。これにより、期末勤勉手当の年間支給割合は4.2月分となります。

第2条では、地方公務員法の一部改正に伴い、等級別職務基準表を規定するとともに、行政不服審査法の全部改正による条項ずれが生じたため、規定を整備するものでございます。

最後に、第1条で引き上げた勤勉手当の支給割合を次年度から6月と12月にそれぞれ振り分け、再任用以外の職員については0.8月分へ、再任用職員は0.375月分それぞれ変更するものでございます。

なお、平成27年4月からは改正条例施行までの給与月額の間格差相当分は内払いとして支給を行うものでございます。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 事務局の説明が終わりました。



◎議案第8号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案の

とおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の内容説明

○高木隆三議長 日程第16、議案第9号 蓮田白岡衛生組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 それでは、議案第9号 蓮田白岡衛生組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例につきまして内容説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する3つの条例の一部を改正するものでございます。

まず第1条では、蓮田白岡衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正するもので、地方公務員法第24条第6項が第5項に改正されたことによる条文の改めでございます。

次に、第2条では、蓮田白岡衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するもので、第1条同様、地方公務員法第24条第6項が第5項に改正されたことによる条文の改めでございます。

次に、第3条の蓮田白岡衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ですが、職員の人事評価、職員の休業、職員の退職管理について公表する項目を追加するとともに、行政不服審査法の改正に伴いまして、「不服申立て」という文言を「審査請求」に改めるものでございます。

最後に、本条例の施行期日は、平成28年4月1日に施行するものでございます。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 事務局の説明が終わりました。



◎議案第9号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 高木隆三議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

- 高木隆三議長 これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

- 高木隆三議長 反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

- 高木隆三議長 これより採決に入ります。
議案第9号 蓮田白岡衛生組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 高木隆三議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の内容説明

- 高木隆三議長 日程第17、議案第10号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

鬼久保事務局長。

- 鬼久保晃一事務局長 それでは、議案第10号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について内容説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法第286条第1項の規定により、平成28年4月1日から埼玉縣市町村総

合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び皆野・長瀬上下水道組合が名称を変更することに伴い、埼玉県市町村総合事務組合同規約を変更するものでございます。

それでは、別紙の新旧対照表でご説明申し上げます。まず、別表第1の第3条関係及び別表第2の第4条に掲げる事務の項中において、「皆野・長瀬上下水道組合」を「皆野・長瀬下水道組合」に改め、「埼玉東部消防組合」を「埼玉東部消防組合 草加八潮消防組合」にそれぞれ改めるものでございます。

最後に、本規約の施行期日は、平成28年4月1日に施行するものでございます。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 事務局の説明が終わりました。

◇

◎議案第10号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第10号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変

更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の内容説明

○高木隆三議長 日程第18、議案第11号 平成27年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 それでは、議案第11号 平成27年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきまして内容説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ133万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,984万8,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページをお開き願いたいと存じます。まず、歳入でございますが、3款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入の古紙類売却については、当初予定していた搬入量を下回る結果となり、特に雑誌類においては年間で50トン強の下落となり、古紙類全体で133万円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、次のページ、4ページをごらんいただきたいと存じます。歳出につきましてご説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料並びに3節職員手当等につきましては、人事給与の改正に伴う給料の増額分と給料不用額の減額分の調整により、職員給与で6,000円を、職員手当等で19万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次の4節共済費については、職員共済組合負担金について、人事給与改正に伴い増額するとともに、地方公務員災害補償基金負担金については、予算執行の見込みがついたことから、不用額分の減額を行うものでございます。

また、13節委託料及び19節負担金、補助及び交付金につきましても、予算執行の見込みがついたことから、不用額分を減額するものでございます。

なお、5ページ、6ページには職員の給与費明細書を掲載してございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上、簡単ではございますが、議案第11号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 事務局の説明が終わりました。

◇

◎議案第11号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第11号 平成27年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第12号の内容説明

○高木隆三議長 日程第19、議案第12号 平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算についての件を

議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 それでは、議案第12号 平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算の主な内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをお開き願いたいと存じます。まず第1条では、平成28年度の当初予算総額につきまして、歳入歳出それぞれ16億6,916万7,000円と定めてございます。

次に、第2条では、債務負担行為につきまして、庁舎定期清掃業務委託料のほか22件を定めてございます。

次に、第3条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めてございます。

次に、第4条では、一時借入金として1億円を限度として予算を定めてございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の10ページをお開き願いたいと存じます。まず、歳入からご説明申し上げます。1款1項1目分担金につきましては、組合同約に基づきまして、均等割25%、人口割75%に相当する額、10億8,500万9,000円を両市に負担をいただくものでございます。率にいたしますと、蓮田市が53.421%、白岡市が46.579%の割合となりまして、総額で対前年度比509万8,000円の減、率にいたしまして0.5%の減でございます。

次の2項1目負担金につきましては、不燃物収集運搬に係る経費の負担金でございます。組合同約と条例に基づきまして、1世帯につき月額140円を両市に負担をいただくものでございます。対前年度比で、蓮田市では延べ3,270世帯の増、白岡市では延べ5,430世帯の増を見込んでおります。

次のページ、11ページをごらんいただきたいと思います。2款1項1目使用料の1節リサイクルプラザ使用料につきましては、リサイクルプラザの研修室、会議室を利用する際の使用料でございます。

次の2節行政財産使用料につきましては、組合敷地内に設置されております電柱及び自動販売機などの土地使用料をいただくものでございます。

次の2款2項1目手数料の1節ごみ手数料の説明欄1行目のごみ処理手数料につきましては、燃えるごみ用と燃やせないごみ用の有料指定袋の販売手数料でございます。

説明欄次の搬入ごみ手数料につきましては、直接組合に廃棄物を持ち込んだ際にいただく処理手数料でございます。

次に、説明欄1つ飛びまして、粗大ごみ収集手数料につきましては、各家庭まで直接お伺いし、たんすや布団などを収集する粗大ごみ処理手数料でございます。

説明欄次の医療系廃棄物処理手数料につきましては、蓮田市、白岡市内の医院や薬局などから排

出される感染性廃棄物などの収集運搬処分手数料でございます。

次に、説明欄1つ飛びまして、産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処分手数料につきましては、小規模事業所から排出される廃プラスチック類の収集運搬処分の手数料でございます。

次に、2節し尿手数料につきましては、一般家庭からのし尿汲取手数料、簡易水洗トイレや臨時の汲取り等によるし尿量目汲取処理手数料のほか、浄化槽汚泥を施設で処理するし尿処理施設使用手数料でございます。

恐れ入りますが、次のページ、12ページをお開き願いたいと存じます。3款1項1目利子及び配当金につきましては、施設整備基金の積立金の運用利益でございます。

次の2項1目物品売払収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類などの各資源物の売却収入などでございます。

次に、恐れ入りますが、次のページ、13ページをごらんいただきたいと存じます。4款1項1目基金繰入金につきましては、施設整備事業の財源として、施設整備基金の積立金を取り崩すもので、焼却炉本体の補修工事等の費用に宛てがうものでございます。

次の5款1項1目繰越金につきましては、前年度と同額の3,500万円を計上しております。

次のページ、14ページをお開き願いたいと存じます。6款1項1目組合預金利子につきましては、歳計現金の資金運用に係る定期預金利子でございます。

次の2項1目雑入につきましては、広報誌などへの広告掲載料及び職員の駐車場利用料のほか、雑入として保険事務取扱手数料並びに委託業者の駐車場利用料などでございます。

次の7款1項1目衛生債につきましては、ごみ焼却施設延命化事業の実施に当たりまして、対象工事費用の75%を国の財政融資資金で、その残りのうちの75%相当を埼玉県のふるさと創造貸付金で起債を行うものでございます。

以上、歳入総額は16億6,916万7,000円でございます。対前年度比、額にいたしまして5億2,460万6,000円、率にいたしますと23.9%の減となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。恐れ入りますが、15ページをごらんいただきたいと存じます。1款1項1目議会費につきましては、議員報酬、旅費のほか、議員視察研修といたしまして、2日間のバス借上料でございます。また、旅費の支給額の見直しをさせていただきましたので、議会費全体といたしましては、対前年度比で16万5,000円の減額となっております。

次に、2款1項1目一般管理費につきましては、対前年度比1,310万9,000円の減となっております。この主な要因といたしましては、職員2名の退職に伴う給与等の減額によるものでございます。

それでは、主な内容につきましてご説明申し上げます。1節報酬につきましては、各審議会委員の報酬でございます。

恐れ入りますが、次のページ、16ページをごらんいただきたいと存じます。2節給料から4節共済費につきましては、職員33名分の人件費でございます。なお、退職者の補充といたしまして、10月

より1名の新規採用職員分を見込んで計上させていただいております。

次に、1つ飛びまして7節賃金につきましては、事務補助及び収集補助としての臨時職員の雇用費でございます。

次の9節旅費につきましては、特別職の費用弁償等でございます。

恐れ入りますが、次のページ、17ページをごらんいただきたいと存じます。10節交際費から12節役務費につきましては、説明を省略させていただきます。

13節委託料につきましては主な内容についてご説明申し上げます。説明欄1行目の職員健康管理業務委託料につきましては、職員の定期検診費用でございます。

次の説明欄の試験センター業務委託料につきましては、昇任試験及び採用試験の業務委託に要する費用でございます。

説明欄2つ飛びまして、例規データベース保守管理業務委託料につきましては、例規集の追録、加除を行うためのデータ作成、保守管理を行う業務委託に要する費用でございます。

説明欄1つ飛びまして、広報誌等作成業務委託料につきましては、年3回発行しております「環境センターだより」の作成に要する費用でございます。

恐れ入りますが、次のページ、18ページをごらんいただきたいと存じます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、埼玉県総合事務組合退職手当負担金のほか、5件の負担金でございます。

次に、2目財産管理費、13節委託料の説明欄2行目の庁舎定期清掃業務委託料につきましては、ごみ処理施設、し尿処理施設、管理棟、リサイクルプラザ、施設4カ所の清掃業務委託料でございます。

説明欄1つ飛びまして、場内環境保全業務委託料につきましては、場内の樹木剪定、消毒、除草に要する費用でございます。

説明欄次の高圧電気設備細密点検業務委託料につきましては、電気事業法で規定している定期点検業務委託料でございます。

恐れ入りますが、次のページ、19ページをごらんいただきたいと存じます。14節使用料及び賃借料、説明欄一番上のOA機器借上料につきましては、コピー機2台分の借上料と粗大ごみ指定ごみ袋の納付書発行システムの借上料でございます。

説明欄1つ飛びまして、電算事務機器借上料につきましては、職員が使用する事務用パソコンの借上料で、平成28年度は27台分のパソコンにおいてリース期間満了に伴う入れかえに要する費用もあわせて計上させていただいております。

次に、15節工事請負費につきましては、管理棟修繕工事として、2階の男子用トイレの配管が閉塞しているため、配管を新たに布設する工事費用でございます。

次に、3目施設整備基金費、25節積立金につきましては、当組合の施設整備基金条例に基づき、当組合の施設整備に必要な財源を確保するための費用として、平成28年度においては預金利子分を

基金へ積み立てする費用でございます。

次の4目公平委員会費と次の2項1目監査委員費につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、次のページ、20ページをごらんいただきたいと存じます。3款1項1目清掃総務費につきましては、まず11節需用費の説明欄2行目の燃料費と次の光熱水費につきましては、ごみ焼却施設の燃料として使用するA重油の購入費並びに電気料、水道料でございます。平成28年度は、電気料の燃料調整費が昨年7月よりマイナスで推移している現状から、前年度より887万3,000円の減額を見込んで計上してございます。

次に、12節役務費、説明欄、指定ごみ袋売捌き手数料につきましては、指定ごみ袋を販売する取扱店への売捌き手数料でございます。

説明欄次の清掃券売捌き手数料につきましては、清掃券を販売する取扱店への売捌き手数料でございます。

次に、13節委託料、説明欄1行目の指定ごみ袋製作及び配送業務委託料につきましては、指定ごみ袋の製作のほか、取扱店までの配送業務を含む委託料でございます。なお、今年度は指定袋の販売の減少が見込まれることから、対前年度比346万円の減額を見込んでおります。

説明欄次の粗大ごみ収集受付及び指定ごみ袋注文受付業務委託料につきましては、インフォメーションセンターにおいて粗大ごみ収集の予約受け付けや問い合わせ並びに指定ごみ袋取扱店からの注文受け付けに要する費用でございます。

説明欄次の計量受付業務委託料につきましては、当組合へ直接持ち込まれる廃棄物の計量受け付け及び手数料の徴収業務に要する費用でございます。

説明欄次の施設維持管理運転業務委託料につきましては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の維持管理運転を行う業務委託料でございます。

次の2目じん芥処理費につきましては、対前年度比5億335万6,000円の減となっております。この主な要因といたしましては、15節工事請負費の延命化事業に係る工事費用の減額によるものでございます。

それでは、主な内容につきましてご説明申し上げます。11節需用費につきましては、説明欄3行目、薬品費につきましては、ごみ焼却時に発生いたします窒素酸化物、塩化水素などを中和、除去するための尿素水、消石灰などの購入に要する費用でございます。

恐れ入りますが、次のページ、21ページをごらんいただきたいと存じます。13節委託料、説明欄2行目の燃えるごみ等収集業務委託料につきましては、行政区域内の約4万6,900世帯、3,270カ所余りの集積所に排出される燃えるごみ等の収集業務を委託する費用でございます。

説明欄6行目の焼却灰・ばいじん等処分業務委託料につきましては、ごみ焼却施設から発生する焼却灰やばいじん等をリサイクルまたは埋め立て処分する委託料でございます。

次に、15節工事請負費につきましては、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の延命化工事として、2号焼却炉本体補修工事及び中央計器盤等シーケンス交換工事の2件の工事を実施するほか、焼却炉内のれんが、キャスターを補修する耐火物補修工事等に要する費用などでございます。

恐れ入りますが、次のページ、22ページをごらんいただきたいと存じます。3目し尿処理費につきましてご説明申し上げます。11節需用費の説明欄2行目の薬品費につきましては、し尿を処理する過程において汚泥を凝集させるための薬剤のほか、リンの除去やpHの調整などに必要な8種類の薬品の購入に関する経費でございます。機械修繕料につきましては、し尿処理施設内の機械の整備に要する費用でございます。

次に、13節委託料につきましては、主なものとして、し尿を収集する委託料並びに脱水汚泥処分業務委託料として、し尿の処理過程において発生する脱水汚泥を堆肥にリサイクルするための費用でございます。

次に、4目リサイクル促進費につきましては、対前年度比10万1,000円の増となっております。主な内容についてご説明申し上げます。8節報償費につきましては、リサイクルプラザ事業として予定している体験講座における講師謝礼でございます。

次に、11節需用費の消耗品費は、エコプラザで販売するし尿汚泥からつくられた汚泥再生肥料の購入並びに啓発用のトイレットペーパーの購入に要する費用などでございます。

次に、13節委託料のリサイクルプラザ運營業務委託料につきましては、エコプラザの開館中の受け付け窓口業務や家具等の補修業務の委託に要する費用でございます。

恐れ入りますが、次のページ、23ページをごらんいただきたいと存じます。4款公債費、1項1目元金の23節償還金、利子及び割引料につきましては、し尿処理施設整備事業1件、ごみ焼却施設耐火物補修工事1件、ごみ処理施設改造事業2件、ストックヤード整備事業4件、ごみ焼却施設延命化事業2件の計10件に対する地方債元金でございます。

2目利子につきましては、し尿処理施設整備事業1件、ごみ焼却施設耐火物補修工事1件、ごみ処理施設改造事業2件、ストックヤード整備事業4件、ごみ焼却施設延命化事業6件、計14件に対する地方債利子でございます。

最後の5款予備費につきましては、前年と同額を計上させていただきました。

25ページから37ページにはそれぞれ給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を掲載してございますので、ご参照いただければと存じます。

以上で議案第12号、平成28年度一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○高木隆三議長 事務局の説明が終わりました。



◎議案第12号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 12番、船橋です。まず、幾つかあるのですけれども、ページの初めのほうから行きます。8ページのところで、事項別明細書の一覧があるのですけれども、こちら前年度の会計予算と見比べていましたら、増減率というものが前年度はあったのですけれども、欄がなくなっているのですね、今年度。こちらは どうして削られたのかなというのと、できれば増減見のために増減率残しておいていただきたいと思います。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 28年度予算書におきましては、増減率というのが記載が削除されておりますが、この背景につきましては、両市の予算書と見比べまして、両市のほうに記載がないということですので、両市の予算書に合わせた形で当組合のほうの予算書を精査いたしました。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 了解しました。

では、11ページに参ります。ごみ手数料とし尿手数料のところ、ごみ手数料の説明のところ、上から6行目までは全てマイナスの予算になって、一番下の産業廃棄物収集運搬処分手数料だけプラスの、前年度比でなっていたのですけれども、こちらし尿手数料のほうも、し尿処理施設使用手数料だけが増額になって、上の2つは減額になっていたのですけれども、その理由を教えてください。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 ただいまのご質問ですけれども、まずごみ処理手数料から5点までにつきましては、平成25年から26年までの実績並びに28年度の予算を固めるに当たりまして、本年の11月ごろまでの実績をもとに作成させていただいております。下の産業廃棄物の廃プラの収集運搬につきましては、利用する事業者数がふえておりますので、これだけ増となっております。

それから、し尿手数料につきましては、まずし尿汲取り処理手数料と、それから量目汲取り手数料につきましては、毎年約6%ほど実績としまして収集量が減っておりますので、減額となっております。逆にし尿処理施設使用手数料につきましては、こちらにつきましては、浄化槽の搬入量が逆にふえておりますので、施設の使用料として増額で計上させていただきました。

以上です。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 ありがとうございます。

続きまして、13ページの基金繰入金の中の説明の施設整備基金というのがあるのですけれども、こちら基金は幾らになっているのか、基金どういうふうに移しているのかというのを、済みません、ここで尋ねればいいのかどうかちょっとわからないのですけれども。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 今現在の基金残高でございますが、1億2,004万2,747円でございます。

もう一度申し上げます。1億2,004万2,747円でございます。

○12番 船橋由貴子議員 推移は、二、三年くらいの、どのくらい基金が積み上がったのか、高くなっているのか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 答えいたします。

基金につきましては、平成25年度から毎年2,500万円を基金に積み立てていきたいということで方針を決めさせていただいております。これにつきましては、新たな焼却施設を建設に当たっての費用を積み立てていこうというものでございます。また、年度途中におきまして補正予算のほうでもお願いしてございますけれども、積み増しという形で、前年度の精算金をせずに、基金のほう積み増しをさせていただいております。この背景におきましては、28年度の予算にも反映させていただいておりますけれども、施設の新炉建設の費用だけではなく、今現状の施設の整備をするための費用が老朽化に伴いまして多額の費用を要することが出てきておりますので、そちらに宛てがうことができるようなことを想定しまして基金の積み増しというものもさせていただいております。

○高木隆三議長 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時42分

○高木隆三議長 それでは、再開いたします。

現在員12名であります。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 続きまして、14ページのところで、諸収入の中で職員駐車場利用料というものがあるのですね。前年度これたしか項目がなかったかと思うのですが、これは新しく職員さんから利用料として徴収するという形になるのでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 27年度予算におきましては、雑入の中に職員駐車場利用料というものが含まれ

ておりました。職員の駐車場利用料につきましては、その負担を明確にするために、28年度予算より項目立てをして説明の欄に記載をさせていただいております。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 了解しました。

続いて、16ページの、私聞き漏らしてしまったかもしれないのですけれども、賃金のところで臨時職員の雇用費、何人分の見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 28年度においては3名分の臨時職員分で計上してございます。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 決算のほう、26年度の決算を見ましたら、延べ4人というふうに臨時職員の雇用に書いてありまして、135万5,000円の決算だったかと思うのですけれども、それよりも増額でも3人ということなのですか。時間が長いということですか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 ご指摘のとおり、勤務時間を延長しまして、雇用保険等の手続も予算計上させていただきます。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 時間は何時から何時までと決まっていますか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 今、臨時職員さんの通常の勤務形態と、午前9時から午後3時までを基本としておりますが、仕事の量によりまして午後4時まで勤務いただいている場合もございます。また、27年度においては週2日をベースに勤務をお願いしているところもありますが、昨年10月末に死亡退職した職員がおりますので、その補完をするために週3回ないし4回の勤務をお願いしているケースもございます。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 20ページのところで、13節委託料の一番下の項目、施設維持管理運転業務委託料、決算で言うと7,879万6,000円だったのですが、決算比で言うと2倍弱の予算となっているのですけれども、この理由についてお聞かせください。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 平成26年度につきましては、おっしゃるようなその金額で、これにつきましては、粗大ごみ処理施設とし尿処理施設、この2カ所の合計委託料でございまして、この年につきましては、ほかにごみ処理施設の業務維持管理委託料というのが6,400万円ほどございました。ですから、26年度は2つの契約だったのですけれども、27年度以降につきましては、3つの業務、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設の3カ所につきまして一括して委託をしたためにその

合計金額に近い形の金額になってございます。

以上です。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 了解しました。

続きまして、21ページのところで、13節委託料の下から2番目、焼却灰等放射性物質濃度測定業務委託料というのがあるのですけれども、こちら前年度の予算では31万5,000円で、今年度23万4,000円です。この減額の理由を教えてください。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 まず、この濃度をはかるという委託料自体が年々下がってきておりまして、この単価の減、及びし尿の汚泥につきましては、今まで回数を年2回はかっておりましたが、法令上特に2回はかる必要がないということで、年1回に下げてください。その分の減でございます。

以上です。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 今し尿処理汚泥が年2回を年1回にしたということだったのですけれども、昨年度の予算の中では、22ページのし尿処理費の中の3節委託料にし尿汚泥放射性物質濃度測定業務委託費というのがあったのですけれども、これが今回なくなっているのですが、それもこちらに含まれたということによろしいのでしょうか。そのように理解すればよろしいですか。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 船橋議員さんおっしゃるとおりでございます。し尿処理にございました放射能の測定業務委託料につきましては、ごみのほうの放射能の測定業務と一緒にして、スケールメリットではないのですけれども、同じ大体業者がとりますので、一括で1つの業務としてまとめさせていただきます。

以上です。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 わかりました。

次に、全体で件数は何件ぐらい1年間で測定されているのでしょうか。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 まず、ごみ処理ですけれども、ばいじんと焼却灰につきましては、年4回、延べ8検体、排ガスにつきましては、年1回掛ける3炉分で、延べ3検体、し尿汚泥につきましては、年1回、延べ1検体でございます。

以上です。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 了解しました。

22ページのし尿処理費の事業費の中で、一番上、消耗品費があるのですが、27年度の予算は27万5,000円だったのです。26年度の決算ではほとんど同額程度計上されているのですが、その理由はありますか。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 この消耗品費につきましては、一般的な事務の消耗品もありますが、ほとんどが処理施設で老朽化とか腐食とかが進んだ機材の部品を交換するというような消耗品の内容となっております。今までにつきましては、消耗品につきましては、掃除用具とか、そういう小さいのだけを計上していたのですが、消耗品、そういった機械の交換部品も消耗品に当たるということで、今回きちっと消耗品の中に壊れたときの交換部品を消耗品として計上した分で増額になっております。

以上でございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、齋藤隆宗議員。

○5番 齋藤隆宗議員 20ページの指定ごみ袋販売手数料という項目がございますが、幾ら手数料を渡しているかというお話はよろしいのですけれども、これ何力所ぐらいで今さばいているものなのか、数字がございますか。売り場所はこれ減ったほうがいいのでしょうか、ごみというのは、幾つぐらいあるのでしょうか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 これにつきましては、有料指定ごみ袋の取扱店にお支払いしている手数料でございます、現在蓮田それから白岡合わせまして149店舗でございます。

以上です。

○高木隆三議長 5番、齋藤隆宗議員。

○5番 齋藤隆宗議員 先ほどのご説明の中で、このポリ袋に広告を入れるという、入れたらという提案、これまだ具体化はしていないのでしょうか、その分この手数料の削減にちょっと寄与するのかなというようなことも考えながら、広告というのは具体的に考えていらっしゃるのか、ごみ袋に何々商店とか、そういうものを買って少し経費を安くするという方向はあるのでしょうか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 廃棄物減量等推進審議会の中でも答申の中にありましたけれども、少しでも住民負担の減につながることを目的としまして、その指定ごみ袋に広告といいますか、を入れてみたらどうかというようなお話をいただいております。ですので、当然検討はさせていただきますけれども、あとはどういう方法でその企業をお願いするかということにもなるかと思っておりますけれども、今後検討させていただきます。

以上です。

○高木隆三議長 5番、齋藤隆宗議員。

○5番 齋藤隆宗議員 同じページの薬品費についてちょっと、私、医療費においてはジェネリックという、その無印良品の商品が同じ効果で、同じ成分で安いですよという。この薬品費というのはちょっと目立たないのですけれども、人の身体に入る、水道局と違って、これ多分消費するだけのものなのでしょうけれども、こういう中にも、除草剤でも高い除草剤と安いのと商品としてありますけれども、そういうことをやった結果のこの薬品費なのではないかという質問させていただきます。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 薬品費につきましては、じん芥処理費の消耗品、上から3つ目ぐらいにあります。これはごみ処理施設の中でごみを焼却するときに出たガスに有害な成分が入ってございます。これを除去するため、例えば塩化水素というのがございますが、それを除去するために消石灰というものをあわせて無害化してガスとして有害物質を出さないようにします。また、排ガス中の窒素酸化物につきましても尿素水という薬品を使って中和して除去します。トン数的に言えば、先ほど言った消石灰が大体年間250トンほど、尿素水がことしは12トンぐらい使うのではないかという予想で考えてございます。

こういった薬品につきましては、当然おっしゃるとおり安いところを選ぶという意味で、入札をして業者を決めて納入をしていただいているというぐあいでございます。

以上です。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

10番、中里議員。

○10番 中里幸一議員 10番、中里です。二、三質疑をさせていただきます。

18ページの財産管理費の中の13節委託料について伺います。ここ庁舎定期清掃業務委託料として324万円が計上されていまして、これは債務負担行為に関する調書の中で、2カ年契約で28年度以降の支出予定額として同額の350万円が債務負担行為として出されていますけれども、ほかの同じ委託料の中で、例えば場内環境保全業務委託料132万5,000円とか、あるいは高圧電気設備の132万3,000円とかというのは、これは単年度契約になっているので債務負担行為が立っていないのかというのをちょっと伺います。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 今、中里議員さんのご指摘のとおりでございます。庁舎定期清掃業務につきましては、玄関マット等も含まれておりまして、一日でもあく期間がないことですので、4月1日から業務が発生しているということですから、債務負担を計上してお願いをしているという状況でございます。

○高木隆三議長 10番、中里幸一議員。

○10番 中里幸一議員 そうすると、契約そのものは1年ずつの契約なのではないか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 単年度ごとの契約でございます。

○高木隆三議長 10番、中里幸一議員。

○10番 中里幸一議員 なので、委託料は同じ業務を継続してやる場合には多年度の契約をしたほうが安くなるということで、2年とか3年とかという契約が多いと思うのですが、そういうことの契約期間の変更をすることによって、同じ債務負担行為をつけるのであれば経費の節減につながると思うのですが、その辺のお考えについて伺いたいと思います。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 今ご指摘のあったとおり、複数年契約という長期契約という概念もあるのですが、この定期清掃の業務というのは毎年入札を行いまして業者を決定していくということです。以前、今お願いしている業者と協議をさせていただいてはいるのですが、例えば今年1年のものを3年に契約期間を延長した場合、どの程度委託料が削減されるかということをお聞きしたのですが、業者的には人件費なものですから、あまりメリットがないということです。であれば業者間の競争を毎年行ったほうがいだろうということで単年度でお願いをしているところでございます。

以上です。

○10番 中里幸一議員 了解です。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

2番、渡辺聡一郎議員。

○2番 渡辺聡一郎議員 2番、渡辺です。ちょっとお伺いしたいのですが、ふれあい収集の今事業登録者数と、それに、ふれあい収集に係る経費というのはどれくらい計上されているのでしょうか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 まず、ふれあい収集の利用者の件数でございますけれども、現在蓮田市が44件、白岡市が24件、合わせまして68件でございます。

それから、収集の費用でございますけれども、このふれあい収集につきましては、職員が担当しておりますので、原則論としまして費用はかかっておりません。

以上です。

○高木隆三議長 2番、渡辺聡一郎議員。

○2番 渡辺聡一郎議員 わかりました。ありがとうございます。

あと先ほど11ページなのですが、歳入のほうなのですが、11ページごみ手数料で、産業廃棄物委託料だけ増額になっているという今お話がありましたけれども、当組合でも多量排出事業者という登録していると思うのですが、その登録者数ってどれぐらいになるのでしょうか。

うか。

○高木隆三議長 答弁整理のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時06分

○高木隆三議長 現在員12名であります。

再開いたします。

齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 申しわけありませんでした。

まず、産業廃棄物の廃プラスチックの収集の事業者数ですけれども、こちらにつきましては、少量の排出になっておりまして、現在104社と契約をしております。ただいまのご質問の多量排出事業者につきましては、1日100キロ以上の量を搬入する事業所でございます、現在19社が登録されております。

以上です。

○高木隆三議長 2番、渡辺聡一郎議員。

○2番 渡辺聡一郎議員 ありがとうございます。

傾向としてでいいのですけれども、事業系ごみというのはやっぱり年々伸びているという認識でいいのでしょうか。数字はいいのですけれども、近年の推移は、それとあと全体のごみとしてどれぐらいの割合があるか、大体、もしわかれば。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 申しわけございません。収集ごみの家庭ごみ系につきましては、約2万4,600トン、年間で入っております。それから、事業系ごみにつきましては、約7,650トン入っております、パーセンテージで言いますと約31%と見ております。

以上です。

○2番 渡辺聡一郎議員 事業系は。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 事業系ごみにつきましては、平成23年度をピークにやや増加傾向に転じております。それから、一般家庭のごみにつきましては、わずかずつではありますけれども、減少傾向にあります。

以上です。

○高木隆三議長 2番、渡辺聡一郎議員。

○2番 渡辺聡一郎議員 わかりました。ありがとうございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第12号 平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○高木隆三議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎副管理者の挨拶

○高木隆三議長　ここで、副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

小島副管理者。

○小島　卓副管理者　高木議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいというふうに存じます。

本日は、平成28年の第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様方におきましては、年度末大変お忙しいところご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、本日は公平委員会の委員の選任や法律の改正に伴います規定の整備などを行うほか、当組合の事業を実施するための平成28年度一般会計予算など多岐にわたる重要な議案を上程をさせていただいたところでございますが、ご提案申し上げました議案につきましては、慎重なご審議の上、ご同意、ご可決を賜りまして厚く御礼申し上げます。

今後も議員の皆様方のご理解とご協力をお願いを申し上げまして、本定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○高木隆三議長　以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。閉会にしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長　ご異議なしと認めます。

これをもって平成28年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午前11時14分